○文部科学省令第四十二号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十一号）の施行に伴い、並びにスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第二条、第五条、第五条の二、第七条第一項及び第二項、第八条第三項、第十二条、第十二条の二、第十三条第一項、第十七条第一項、第十八条第三項及び第二十一条第四項及び第二十五条第二項、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十九条の規定及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月九日

文部科学大臣　萩生田光一

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合の種類） **第一条**　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一号の試合に係る合致割合又は同条第二号の競技会に係る合致割合は、スポーツ振興投票ごとに、開催された指定試合等又は特定指定試合等に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果若しくは指定競技会の経過若しくは結果（以下「指定試合の結果等」という。）又は特定指定試合の結果若しくは特定指定競技会の経過若しくは結果（以下「特定指定試合の結果等」という。）が合致した数をその指定試合の結果等又は特定指定試合の結果等の総数（以下この条において「開催試合結果等数」という。）で除した割合のうち、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　開催試合結果等数から一を減じた数を開催試合結果等数で除した割合（以下「二等」という。） 2　前項の規定にかかわらず、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興のために必要があると認める場合には、あらかじめ文部科学大臣に届け出て、次の各号に掲げるものを試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合とすることができる。 一　［略］ 二　一等、二等及び開催試合結果等数から二を減じた数を開催試合結果等数で除した割合（以下「三等」という。） 三　一等、二等、三等及び開催試合結果等数から三を減じた数を開催試合結果等数で除した割合（以下「四等」という。） 四　一等、二等、三等、四等及び開催試合結果等数から四を減じた数を開催試合結果等数で除した割合（以下「五等」という。） 五　一等、二等、三等、四等、五等及び開催試合結果等数から五を減じた数を開催試合結果等数で除した割合（以下「六等」という。）	（合致の割合の種類） **第一条**　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条の合致の割合は、各スポーツ振興投票ごとに、開催された指定試合又は特定指定試合（以下「指定試合等」という。）に対するそれぞれの投票とその指定試合等の結果が合致した数をその指定試合等の結果の総数（以下この条において「開催試合結果数」という。）で除した割合のうち、次に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　開催試合結果数から一を減じた数を開催試合結果数で除した割合（以下「二等」という。） 2　前項の規定にかかわらず、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興のために必要があると認める場合には、あらかじめ文部科学大臣に届け出て、次の各号に掲げるものを合致の割合とすることができる。 一　［同上］ 二　一等、二等及び開催試合結果数から二を減じた数を開催試合結果数で除した割合（以下「三等」という。） 三　一等、二等、三等及び開催試合結果数から三を減じた数を開催試合結果数で除した割合（以下「四等」という。） 四　一等、二等、三等、四等及び開催試合結果数から四を減じた数を開催試合結果数で除した割合（以下「五等」という。） 五　一等、二等、三等、四等、五等及び開催試合結果数から五を減じた数を開催試合結果数で除した割合（以下「六等」という。）